

公益財団法人私立大学退職金財団
平成27(2015)年度 事業報告書

平成27(2015)年度事業の概要は、次のとおりである。

I 役員(理事・監事)・評議員関係 ()内は就・退任時の役職

1. 理事の任期満了に伴う改選

《第2期理事》

理事の任期が平成27年6月22日開催の定時評議員会の終結の時をもって満了となることから、第7回評議員会で新たな理事が選任され就任した。同評議員会後に開催された第9回理事会において理事長及び常務理事が選定された。また、理事長職務代行順序を素川常務理事、大沼常務理事の順とすることを決定した。

理事長(非常勤)	仙波 憲一(青山学院大学学長)※
常務理事(常勤)	素川 富司
//	大沼 聡(文化長野学園学園長)※
理事(非常勤)	楠見 晴重(関西大学学長)
//	黒田 壽二(金沢工業大学学園長・総長)
//	清家 篤(慶應義塾長)
//	滝川 嘉彦(滝川学園理事長)
//	野又 肇(野又学園学園長)
//	福元 裕二(永原学園理事長)
//	正野 幸延(神奈川大学理事長)※

(任期：平成29年度に開催の定時評議員会の終結の時まで)

(※は新任、その他は重任)

《理事の任期満了に伴う退任》

理事長(非常勤)	福井 直敬(武蔵野音楽学園理事長)
常務理事(常勤)	石川 武
理事(非常勤)	鎌田 薫(早稲田大学総長)

2. 評議員の辞任に伴う異動

辞任	上平 幸好(前函館短期大学学長)	平成27年6月22日
	塚本 桓世(東京理科大学会長(前理事長))	平成28年3月31日

就任	越塚 宗孝(札幌国際大学学長・同短期大学部学長)	平成27年6月22日
----	--------------------------	------------

(任期：平成29年度に開催の定時評議員会の終結の時まで)

II 業務関係

1. 維持会員（学校法人）の状況

(法人)

区 分	大学法人	短大法人	高専法人	計
期 首	492	105	1	598
新規加入	2	0	0	2
資格喪失	△ 1	△ 2	0	△ 3
合 併	0	△ 1	0	△ 1
期 末	493	102	1	596

[新規加入法人]

タイケン学園（日本ウェルネススポーツ大学）、四徳学園（長野保健医療大学）

[資格喪失法人]

岩手女子奨学会（岩手看護短期大学）、東京女学館（東京女学館大学）、
村田学園（東京経営短期大学）

[合 併 法 人]

修道学園と鈴峯学園が合併し、修道学園となった。

2. 登録教職員の状況

()内は事業計画

(1) 期首登録者数	128,985人	
(2) 新規登録者数	9,796人	
(3) 退職者数	10,002人	(9,391人)
(4) 期末登録者数	128,779人	
(5) 月平均登録教職員数	136,905人	(137,059人)

3. 掛金の納入状況（第9次掛金率の適用3年目）

(1) 1人当たり俸給月額	417,237円	(415,458円)
(2) 掛 金	77,461,918,021円	(77,700,000,000円)
(3) 特別納付金	46,096,346円	

4. 退職資金の交付状況

(1) 1人当たり退職資金交付額	7,963,726円	(8,880,840円)
(2) 退職資金交付金	79,653,183,679円	(83,400,000,000円)
(3) 退職資金特別交付金	0円	

5. 退職資金交付事業の検討

平成28年度からの交付率の改正当案及び第10次掛金率の基本方針に基づき、退職資金交付業務方法書等の関係規定を改正した。

○交付率関係

- ① 国家公務員退職手当法の自己都合退職に係る支給率の引下げ改正に準じて交付水準を現行より13%引き下げるとともに、在職期間10年以上の退職については、国家公務員の退職手当の調整額を率に換算して加算することにより、現行より2.4%の引下げとする交付率を基準交付率とした。
- ② 基準交付率のほかに、在職期間10年未満の退職についても現行より2.4%の引下げとする特例交付率又は現行の交付率と同じ従前交付率を維持会員が選択できるようにした。
- ③ 特例交付率又は従前交付率の適用を受けようとする維持会員は、当該交付率が適用される前年度の8月末までに理事長に申し出ることとした。

○掛金率関係

- ① 本則掛金率（維持会員全体をひとつの法人と仮定した場合に、退職資金交付事業を確実に運営するために必要な掛金額を確保するために必要な掛金率）を千分の119とし、これを基に、平均在職年数ごとの基本掛金率表（現行は、基本率表）を改定した。
- ② 特例交付率又は従前交付率の適用を受ける維持会員の基本掛金率については、退職資金の所要財源額を勘案して調整するための算定方法を定めた。
- ③ 収支差額指数が+3を超える維持会員に対する減算調整の割合0.25については、維持会員ごとの期末要交付額に対する累積収支差額の掛金蓄積割合（F値）が大きい維持会員について、この減算調整の割合を0.30又は0.40とした。
- ④ 特別の事情を有する維持会員に係る補正掛金率について、退職資金の交付を受けられない維持会員であった者のうち、平成27年度の補正掛金率で平成30年度において収支差額指数の改善が見込まれるとき、及び登録教職員の数が著しく増加することで、平成27年度の掛金額と同水準の掛金額で平成30年度において収支差額指数の改善が見込まれるときを追加した。

6. 退職資金申請システム（t-マネージャ）

- (1) 交付率及び掛金率に関する規定が改正されたことに伴い、4月に公開した掛金及び退職資金のシミュレーション機能に交付率の選択条件を追加した。
- (2) 退職資金交付申請書類等の電子化に関する検討を開始した。

7. 調査研究事業

退職資金交付事業の改善と充実に資することを目的として、維持会員の退職金制度等の実態について調査を実施した（平成16年度から毎年実施）。集計結果（回答率100%）を取りまとめ、平成27年11月30日に「平成27年度 退職金等に関する実態調査報告書」として維持会員等へ報告した。

8. 交付率の改正及び第10次掛金率に関する説明会

平成28年度から適用される交付率及び第10次掛金率について、東京及び大阪で説明会を開催し、交付率の選択の申出及びそれに伴う基本掛金率の調整等についての説明を行った。

- | | | | | |
|-----|-------|----------|----|-----------|
| (1) | 平成27年 | 7月1日(水) | 東京 | アルカディア市ヶ谷 |
| (2) | // | 7月2日(木) | 大阪 | 大阪ガーデンパレス |
| (3) | // | 7月6日(月) | 東京 | アルカディア市ヶ谷 |
| (4) | // | 7月9日(木) | 東京 | アルカディア市ヶ谷 |
| (5) | // | 7月14日(火) | 大阪 | 大阪ガーデンパレス |

9. 業務説明会

退職資金交付業務の適正かつ効率的な実施を図るため、次の5地区6会場で業務説明会を開催し、事業の概要、新システムにおける事務手続き等について説明を行った。併せて、独立行政法人情報処理推進機構による「情報セキュリティにおける様々な脅威と対策」と題した講演を実施した。

なお、新任担当者研修会は、平成28年度に開催することとした。

- | | | | | |
|-----|-------|-----------|-----|------------|
| (1) | 平成27年 | 9月28日(月) | 東京 | アルカディア市ヶ谷 |
| (2) | // | 9月30日(水) | 東京 | アルカディア市ヶ谷 |
| (3) | // | 10月6日(火) | 札幌 | 札幌ガーデンパレス |
| (4) | // | 10月13日(火) | 大阪 | 大阪ガーデンパレス |
| (5) | // | 10月16日(金) | 福岡 | 福岡ガーデンパレス |
| (6) | // | 10月21日(水) | 名古屋 | 名古屋ガーデンパレス |

10. 広報誌「^{ビランク}BILANC」

下記の内容を主要記事とした広報誌「BILANC」を発行した。

- | | | | |
|-----|-----|-------------|------------------|
| (1) | 第7号 | 平成27年8月7日 | 平成26年度事業報告、決算報告等 |
| (2) | 第8号 | 平成27年12月11日 | 業務説明会の開催、格付評価等 |
| (3) | 第9号 | 平成28年3月25日 | 平成28年度事業計画、収支予算等 |

11. 「事業報告書(Annual Report)」及び「事業のご案内」

退職資金交付事業の財政状況、平成26年度事業報告、財務報告、格付評価(AA)の維持、維持会員一覧等を主要記事とする2014年度版を平成27年9月16日に発行した。

また、私立大学退職金財団への理解を深めていただくため、当財団の事業概要等をわかりやすくまとめた「事業のご案内」を平成27年9月16日に発行した。

12. 業務及び財務等に関する情報の公開

最新の事業活動状況、運営内容、財務資料等をホームページに掲載した。

13. 私立大学等の退職金制度等に関する相談業務

私立大学等の退職金制度や法人分割等に関する相談業務を行った。

14. 関係団体等との意見交換

財団の運営について、私大等関係団体、日本私立学校振興・共済事業団、文部科学省等と意見交換を行った。

Ⅲ 庶務関係

1. 理事会・評議員会の開催

(1) 理事会

① 第7回理事会

日時：平成27(2015)年6月3日(水) 10時25分～11時35分

場所：アルカディア市ヶ谷（私学会館）

議題： 1. 平成26年度事業報告の承認について
2. 平成26年度決算の承認について
3. 交付率の改正及び第10次掛金率に係る退職資金交付業務方法書等の一部改正について
4. 教職員登録情報の遡及訂正について
5. 内部統制システムに関する基本方針の一部改正について
6. 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定について

報告： 1. 理事長及び常務理事の職務の執行状況の報告について
2. 内閣府に対する事業報告等に係る定期提出書類について
3. 監事監査規程の一部改正について
4. 維持会員の状況について

② 第8回理事会

理事全員(10名)の任期が定時評議員会の終結の時をもって満了となるため、6月3日の理事会において、新たな理事候補者9名の提案を行い、6月22日の第7回評議員会の議事に付すべき事項「理事の選任について」の内容として決定された。

その後、6月8日付けで、理事候補者推薦委員会から、理事候補者1名の推薦があり、第7回評議員会に追加提案を行うために、理事の選任に関して、評議員会の決議の目的である事項として、理事長より評議員会へ提案することについて、理事及び監事に平成27年6月9日付けで、文書により提案を行った。

その結果、平成27年6月12日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また、監事の全員から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

提案事項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び定款第41条の規定に基づき、評議員会の決議の目的である事項として、次の議事に付すべき事項を提案することについて

議 題： 1. 第7回評議員会の決議の目的である事項として、大沼聡氏を理事候補者として提案することについて

③ 第9回理事会

日 時： 平成27(2015)年6月22日(月) 13時25分～13時50分

場 所： アルカディア市ヶ谷 (私学会館)

議 題： 1. 理事長の選定について
2. 常務理事の選定について
3. 理事長職務代行順序の決定について
4. 常勤役員の報酬について

④ 第10回理事会

日 時： 平成28(2016)年2月25日(木) 13時30分～15時

場 所： アルカディア市ヶ谷 (私学会館)

議 題： 1. 平成28年度事業計画書の承認について
2. 平成28年度収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みの承認について
3. 教職員登録情報の遡及訂正について
4. 個人情報保護規程の一部改正について
5. 特定個人情報取扱規程の制定について
6. 給与規程の一部改正について
7. 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定について

報 告： 1. 理事長及び常務理事の職務の執行状況の報告について
2. 維持会員の状況について

(2) 評 議 員 会

① 第7回評議員会

日 時： 平成27(2015)年6月22日(月) 10時20分～11時35分

場 所： アルカディア市ヶ谷 (私学会館)

議 題： 1. 平成26年度事業報告の承認について
2. 平成26年度決算の承認について
3. 評議員の選任について
4. 理事の選任について

- 報告： 1. 交付率の改正及び第10次掛金率に係る退職資金交付業務方法書等の一部改正について
2. 教職員登録情報の遡及訂正について
3. 内部統制システムに関する基本方針の一部改正について
4. 監事監査規程の一部改正について
5. 内閣府に対する事業報告等に係る定期提出書類について
6. 維持会員の状況について

② 第8回評議員会

- 日時：平成28(2016)年3月7日(月) 13時30分～14時30分
- 場所：アルカディア市ヶ谷（私学会館）
- 議題： 1. 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程等の一部改正について
- 報告： 1. 平成28年度事業計画書について
2. 平成28年度収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みについて
3. 教職員登録情報の遡及訂正について
4. 個人情報保護規程の一部改正について
5. 特定個人情報取扱規程の制定について
6. 給与規程の一部改正について
7. 維持会員の状況について

2. 内部統制システムに関する体制の整備及び運用状況の概要

理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する内部統制システムに関する基本方針に則った運用を実施している。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部改正（平成27年5月1日施行）により、内部統制システムの整備に関する規定が追加されたことに伴い、本財団の「内部統制システムに関する基本方針」のうち、監事の職務の執行体制等に関する事項（実効性の確保、重大な法令違反等を報告した理事及び使用人に対する不利益な取扱いの禁止、費用の前払い等）について、必要な改正を行った。

（1）理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理規程の理念に則り、コンプライアンスに関する意識の向上を図り、適正な事業の運営に取り組むため、遵守義務や情報の取扱いなどをまとめた冊子を作成・配布し、職員の意識づけを行った。

コンプライアンス規程等に基づき、常務理事をコンプライアンス総括責任者とし、事務局長、調査役及び各部署の担当責任者で構成するコンプライアンス委員会を4月と10月に開催し、運用状況の確認を行い、検討事項について協議し課題解決に取り組んだ。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事会、評議員会等の議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類等の理事の職務の執行に関する文書は、文書に関する規程（稟議取扱規程、文書決裁規程、文書取扱規程、経理規程）に基づいて適切な保存及び管理を行った。

個人情報の保護については、個人情報保護方針及び個人情報保護規程に基づき、常務理事を個人情報保護管理者とし、事務局長、調査役及び各部署の担当責任者で構成する個人情報管理委員会を開催し、取り扱う個人情報の内容の整理とその入手方法や保管場所を定め、また、役職員に係る個人情報の利用状況管理表を作成し適切な管理に努めた。役職員に対する個人情報に関する責務の周知徹底等を図るため、コンプライアンス通信等を適宜発信し、意識の向上に努めた。

個人情報保護規程については、「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の全部改正（平成27年8月31日文部科学省告示第132号。以下「ガイドライン」という。）が行われたことに伴い、第三者からの個人情報の取得、委託先の監督及び再委託について個人情報保護規程の関係規定を整備するとともに、個人情報の開示及び訂正等の申出に係る取扱いに関する規定並びに個人情報保護方針の整備を行った。

なお、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、当財団における個人番号その他特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを確保するため、個人情報保護規定の特例として「特定個人情報取扱規程」を定めた。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する組織図に基づき、本財団の事業に関する様々なリスクの状況の把握及び分析により、予防措置を講じる等リスクの未然防止を図った。

① 交付事業リスク（維持会員の解散等による回収不能等の危険性）

維持会員、関係省庁、関係団体等と適宜情報交換を行い、また、維持会員に対し、掛金や退職資金にかかわる事項につき、その状況又は実績について報告書の提出を求めるなど情報収集に努めた。

② 市場リスク（金利等の相場変動による損失の危険性）

③ 流動性リスク（市場の混乱等のため資金調達困難の危険性）

資産の管理及び運用に関する規程に基づき、資産の運用に関する基本方針を定め、資産管理運用会議で資産の健全性の維持向上を確保し、退職資金交付事業の安定を図った。

④ システムリスク（コンピュータシステムの障害等による事業継続の危険性）

システムのセキュリティレベルを向上させ、個人データの漏えい等を防止するために、「個人データ領域を物理的に分離する」、「個人データを暗号化

する」、「ダウンロードしたファイルに自動的にパスワードを付与する」等の見直しを開始した（6月末までに移行予定）。

⑤ 業務リスク（業務の過程、役職員の活動又は災害などの外生的な事象による業務継続の危険性）

人的リスク、法務リスク、有形資産リスクに対し、関連法令等を確認した。

自然災害、事故等の緊急事態が発生した場合の対応については、緊急事態連絡網、災害時行動マニュアルを定め、迅速な情報収集、適切な判断等により損害の最小化を図ることに努めた。

（４）理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事長会議（理事長、常務理事、事務局長等で構成）、常務理事会議（常務理事、事務局長等で構成）を毎月開催し、理事長及び常務理事の職務執行を効率的に行うための審議を行った。

（５）監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

監事は、会計監査及び業務監査の実施計画に基づき監査を行い、理事及び職員は、監事の求めに応じて、職務の執行状況の報告を行った。また、監査の際には、会計監査人と意見交換を行った。

監事監査規程については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部改正（平成27年5月1日施行）が行われたことに伴い、監事の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関して規定するとともに、必要な規定の整備を行った。

3. 監事監査

（１）決算監査日：平成27(2015)年5月20日(水)及び5月22日(金)

当財団役員室において、平成26事業年度における業務及び会計の監査を受けた。

（２）期中監査日：平成27(2015)年11月25日(水)及び11月27日(金)

当財団役員室において、平成27事業年度における事業報告等、財務諸表等及び理事の職務執行状況の監査を受けた。

4. 常勤役員・職員の構成

（１）常務理事 2名

（２）職員 10名

IV 附属明細書

平成27年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので附属明細書は作成しない。